（第１号様式）

令和４年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

参　加　意　向　申　出　書

次の件について、プロポーザルの参加を申し込みます。

件名：メディアを活用したブランディング記事広告掲載委託

【連絡担当者】

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メール |  |
| FAX |  |

（手続関係様式１）

令和４年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

誓　　約　　書

下記の資格要件については、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　令和３・４年度の横浜市一般競争入札有資格者名簿に登載され（または次に定める営業種目において現に申込み中であり）、営業種目「広告」「イベント企画運営等」「その他の委託等」のいずれかの登録がある者。

２　「参加意向申出書（第１号様式）」を提出してから受託候補者の特定までの間において、「横浜市指名停止等措置要綱（平成16年４月１日制定）」の規定による停止措置を受けていない者。

　３　履行期間満了まで、業務を履行できる者。

４　銀行取引停止処分を受けていない者。

５　横浜市暴力団排除条例第２条に規定する暴力団等と関係を有しない者。

６　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４に該当していない者。

７　破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者。

８　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き開始の申立、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続開始の決定がなされている者で、履行不能に陥る恐れがないと本市が認めた者を除く。）でないこと。

９　宗教活動や政治活動を主たる目的としていない者。

以上

（手続関係様式２）

令和４年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

辞　退　届

　　次の件について、プロポーザルへの参加を辞退します。

件名：メディアを活用したブランディング記事広告掲載委託

理由：

【連絡担当者】

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メール |  |
| FAX |  |

（手続関係様式３）

令和４年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 住所 |  |  |
| 商号又は名称 |  |  |
| 代表者職氏名 |  |  |

質　問　書

件名：メディアを活用したブランディング記事広告掲載

|  |
| --- |
| 質　　問　　事　　項 |
|  |

【回答の送付先】

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メール |  |
| FAX |  |

注：質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

（第５号様式）

令和　年　　月　　日

横浜市契約事務受任者

住　　　　所

商号又は名称

代表者職氏名

提　 案　 書

次の件について、提案書を提出します。

件名：メディアを活用したブランディング記事広告掲載委託

【連絡担当者】

|  |  |
| --- | --- |
| 所属 |  |
| 氏名 |  |
| 電話番号 |  |
| メール |  |
| FAX |  |

【別紙３】

企業としての取組確認票

ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用、健康経営に関する取組

　次の（１）～（６）について、該当するアまたはイを選択してください。

（１）次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定

ア　策定し、労働局に届出ている（従業員101人未満の場合のみ）

イ　策定していない、又は策定しているが従業員101人以上

（２）女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく一般事業主行動計画の策定

ア　策定し、労働局に届出ている（従業員301人未満の場合のみ）

イ　策定していない、又は策定しているが従業員301人以上

（３）次世代育成支援対策推進法による認定の取得（くるみんマーク）、女性の職業生活の推進における活躍の推進に関する法律に基づく認定の取得、又は、よこはまグッドバランス賞の認定の取得

　　ア　取得している、又は認定されている

　　イ　取得していない、又は認定されていない

（４）青少年の雇用の促進等に関する法律に基づくユースエール認定の取得

　　ア　認定されている

　　イ　認定されていない

（５）障害者雇用促進法に基づく法定雇用率2.2％の達成

障害者雇用率の算出方法等は厚生労働省のウェブサイトを参照すること。

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/shougaisha/04.html>

　　ア　達成している（従業員45.5人以上）、又は障害者を１人以上雇用している（従業員45.5人未満）

　　イ　達成していない（従業員45.5人以上）、又は障害者を１人以上雇用していない（従業員45.5

人未満）

（６）健康経営銘柄、健康経営優良法人（大規模法人・中小規模法人）の取得、又は、横浜健康経営認証のＡＡＡクラス若しくはＡＡクラスの認証

　　ア　認定若しくは認証を受けている。

　　イ　認定若しくは認証を受けていない。